

高松市在宅医療・介護連携推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項の規定に基づく地域支援事業として、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療及び在宅介護の提供に必要な当該提供に携わる者その他の関係者の連携（以下「在宅医療・介護連携」という。）の推進を目的とする在宅医療・介護連携推進事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施主体)

第2条 事業の実施主体は、高松市とする。ただし、市長は、事業の全部又は一部を適切な事業の実施が確保できると認められる法人等に委託することができる。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域における在宅医療及び在宅介護の資源の把握及び活用
- (2) 地域における在宅医療・介護連携に関する課題の把握及び解決策の検討
- (3) 在宅医療及び在宅介護が円滑に提供される仕組みの構築に向けた方策の企画及び立案
- (4) 在宅医療の関係者、介護サービス事業者その他の関係者（以下「医療・介護関係者」という。）間の情報の共有の支援
- (5) 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談への対応
- (6) 医療・介護関係者に対する在宅医療・介護連携に関する研修の実施
- (7) 地域住民に対する普及啓発
- (8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町との連携

(秘密の保持)

第4条 事業に従事する者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。そ

の職を退いた後も、同様とする。

(関係機関との連携)

第5条 市は、事業を円滑に運営するため、関係機関と密接な連携を図るものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。